

石川県漁船等災害復旧支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 石川県漁船等災害復旧支援事業費補助金の交付について、令和6年能登半島地震被災者のための共同利用漁船等復旧支援対策事業等補助金交付等要綱（令和6年1月26日5水管第2830号）及び石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業実施主体、交付の対象及び補助率)

第2条 事業実施主体、補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3条 別表の区分の欄に掲げるⅠ及びⅡの事業の経費については、それぞれ相互に流用してはならない。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、石川県漁船等災害復旧支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、第4条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、第4条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更、中止又は廃止の承認)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、石川県漁船等災害復旧支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更しようとするとき。ただし、第7条に定める軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(軽微な変更)

第7条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表の区分の欄に掲げるⅠの事業において、共同利用小型漁船ごとの建造に要する経費の増加又は30%を超える減少
- (2) 別表の区分の欄に掲げるⅠの事業において、共同利用小型漁船ごとの計画総トン数の増加又は30%を超える減少
- (3) 別表の区分の欄に掲げるⅠの事業において、事業実施主体ごとの無動力船及び動力船別の隻数の変更
- (4) 別表の区分の欄に掲げるⅡの事業において、共同利用漁船ごとの建造、中古船の取得・運搬・修繕に要する経費の増加又は30%を超える減少
- (5) 別表の区分の欄に掲げるⅡの事業において、共同利用漁船ごとの計画総トン数の増加又は30%を超える減少
- (6) 別表の区分の欄に掲げるⅡの事業において、事業実施主体ごとの無動力船及び動力船別の隻数の変更
- (7) 別表の区分の欄に掲げるⅡの事業において、漁具ごとの資材及び設置に要する経費の増加又は30%を超える減少
- (8) 別表の区分の欄に掲げるⅡの事業において、別表の経費の欄の1、2及び3の経費の相互間における30%を超える流用

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日以前に交付決定の通知があった場合は、石川県漁船等災害復旧支援事業遂行状況報告書(別記様式第3号)を、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、石川県漁船等災害復旧支援事業実績報告書(別記様式第4号)を、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金実績報告書の提出にあたり、第4条第2項ただし書の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額が明らかになった場合においては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ税額控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 知事は、前条の補助金実績報告があった場合においては、当該報告に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、石川県漁船等災害復旧支援事業補助金(精算)請求書(別記様式第 5 号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定 0 した場合には、その金額(実績報告の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第 6 号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(概算払)

第 13 条 補助事業者は規則第 16 条第 2 項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、石川県漁船等災害復旧支援事業補助金概算払請求書(別記様式第 7 号)によるものとする

附 則

この通知は、令和 6 年 2 月 27 日から施行する。

別表

区 分	事業実施主体	経 費	補 助 率
I 共同利用小型 漁船建造事業	漁業協同組合	<p>激甚災法施行令第23条第2項に規定する漁協が実施する共同利用小型漁船の建造に要する経費のうち次に掲げるものに要する経費に対して、県が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>建造費</p> <p>1 無動力船</p> <p>船体 船体（船殻、船倉等）、敷板、塗装、舵、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンチプラグ、アンカー等）</p> <p>2 動力船</p> <p>(1) 船体 船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンチプラグ、配線・配管工事、アンカー等）</p> <p>(2) 機関 主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等）</p>	10分の7以内

		<p>(3) 設備関係 発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（デッカ、GPS）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、その他漁業に必要な標準的な設備</p>	
<p>II 共同利用漁船等復旧支援対策事業</p>	<p>漁業協同組合</p>	<p>共同利用漁船の建造、共同利用に供するための中古船の取得・修繕、共同利用に供するための漁具、漁労設備の取得・設置に要する経費に対して、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>1 漁船建造費</p> <p>(1) 無動力船</p> <p>ア 船体 船体（船殻、船倉等）、敷板、塗装、舵、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンチプラグ、アンカー等）</p> <p>(2) 動力船</p> <p>ア 船体 船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンチプラグ、配線・配管工事、アンカー等）</p>	<p>10分の7以内</p>

		<p>イ 機関 主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等）</p> <p>ウ 設備関係 発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（デッカ、GPS）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、その他漁業に必要な標準的な設備</p> <p>2 中古船取得・修繕費 中古船の取得費、運搬費及び修繕費</p> <p>3 漁具 (1)資材費 網、かご、サンドバッグ、アンカー等 (2)設置費 漁具の漁場設置費</p>	
--	--	--	--